

## 認定審査チェックリスト

※確認に当たっては、国ガイドライン本体を参照すること

項目	ガイドライン	確認方法	確認
<u>&lt;形式的事項&gt;</u>			
労働局への事前相談は実施しているか。	II-1 【P17】 II-4 【P70】		<input type="checkbox"/>
申請に必要な書類が揃っているか。	II-3 (1) ①② 【P22~27】	申請書類一覧	<input type="checkbox"/>
組合の地区をその区域に含む市町村の長は、次の者の意見を聴いているか。 ・関係事業者団体 ・シルバー人材センター※ ・労働者派遣事業を営む事業者を代表する者※ ※区域に該当事業者がいない場合を除く	II-3 (1) ② 【P26, 27】	市町村の長の意見書（様式第4号）	<input type="checkbox"/>
欠格事項に該当しないか。	II-3 (2) 【P27】	申請書（様式第1号） 役員の住民票の写し及び履歴書	<input type="checkbox"/>
<u>&lt;地区に係る基準&gt;</u>			
地域人口の急減に直面している地域であるか。 ※過疎法に基づく過疎地域又は同法で規定する過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域であるか。	II-3 (3) ① 【P29】	申請書（様式第1号） 定款 市町村の長の意見書（様式第4号）	<input type="checkbox"/>
県の区域を超えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められるか。	II-3 (3) ① 【P30】	申請書（様式第1号） 定款 市町村の長の意見書（様式第4号）	<input type="checkbox"/>
地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であるか。	II-3 (3) ① 【P30】	申請書（様式第1号） 定款 市町村の長の意見書（様式第4号）	<input type="checkbox"/>
<u>&lt;事業計画の適正性及び職員の就業条件への配慮に係る基準&gt;</u>			
派遣先を確保できる見込みがあるか。	II-3 (3) ② 【P31】	事業計画（様式第2号） 組合員名簿 市町村の長の意見書（様式第4号） 派遣先との派遣に関する契約書等写し	<input type="checkbox"/>
派遣職員を確保できる見込みがあるか。	II-3 (3) ② 【P31】	事業計画（様式第2号） 派遣労働者の確保が見込まれることを証する書類	<input type="checkbox"/>
専ら一の事業者のみへの派遣となるなど不適正な事業となっていないか。また、派遣労働者としての採用予定者は派遣先の事業者を1年以内に離職した者となっているか。	II-3 (3) ② 【P31~33】	事業計画（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
収支計画が継続的に事業運営をする上で適正なものとなっているか。	II-3 (3) ② 【P33】	収支予算（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
利用料金について、地区内の他の事業者の委託料等の水準を踏まえて、一定の水準が確保されているか。最低賃金以上の水準となっているか。	II-3 (3) ② 【P33】	事業計画（様式第2号） 収支予算（様式第3号） 利用料金の決定方法に関する書類	<input type="checkbox"/>

市町村長等からの財政支援の見込みがあるか。	II-3 (3)② 【P33】	収支予算（様式第3号） 補助金交付要綱等 市町村の長の意見書（様式第4号）	<input type="checkbox"/>
派遣労働者の給与について、地区内の他の事業者の正規職員の給与等の水準を踏まえて、一定の水準が確保されているか。	II-3 (3)② 【P34, 35】	事業計画（様式第2号） 派遣労働者の賃金及び賃金決定方法に関する書類	<input type="checkbox"/>
派遣先均等・均衡方式又は労使協定方式により、派遣労働者の待遇を確保しているか。	II-3 (3)② 【P34, 35】	事業計画（様式第2号） 派遣労働者の賃金及び賃金決定方法に関する書類	<input type="checkbox"/>
社会保険・労働保険に加入しているか。	II-3 (3)② 【P35】	事業計画（様式第2号） 収支予算（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
教育訓練、職員相談の体制が整備されているか。	II-3 (3)② 【P35】	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>
労働安全衛生教育の実施体制が整備されているか。	II-3 (3)② 【P35】	事業計画（様式第2号） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>

<地域社会の維持及び地域経済の活性化に係る基準>

実施事業は、地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資するものであるか。	II-3 (3)③ 【P36】	事業計画（様式第2号） 市町村の長の意見書（様式第4号）	<input type="checkbox"/>
--	-----------------------	---------------------------------	--------------------------

<経理的・技術的基礎に係る基準>～派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力～

**◆派遣労働者のキャリアの形成を支援する制度の内容に関する判断**

派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画を定めているか。	II-3 (3)④-1 【P38】	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>
教育訓練がその雇用するすべての派遣労働者を対象としたものであるか。	II-3 (3)④-1 【P38】	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>
教育訓練が有給かつ無償で行われるものであるか。 (交通費については派遣先との間の交通費より高くなる場合は組合において負担)	II-3 (3)④-1 【P38】	派遣労働者のキャリア形成の支援に関する規程 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>
教育訓練が、派遣労働者としてより高度な業務に従事すること、派遣としてのキャリアを通じて正社員として雇用されることを目的としている等、派遣労働者のキャリアアップに資する内容のものであるか。	II-3 (3)④-1 【P38, 39】	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>
派遣労働者として雇用するにあたり実施する教育訓練が含まれたものであるか。	II-3 (3)④-1 【P39】	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>
教育訓練は長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容のものであるか。	II-3 (3)④-1 【P39】	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>
キャリアコンサルティングの相談窓口を設置しているか。	II-3 (3)④-1 【P39】	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2）	<input type="checkbox"/>

相談窓口には担当者※を配置しているか。 ※キャリアコンサルタント（有資格者）、キャリアコンサルティングの知見を有する者（職業能力開発推進者、3年以上の人事担当の職務経験がある者等）、又は派遣先との連絡調整を行う営業担当者	II-3 (3)④-1 【P39】	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2）	<input type="checkbox"/>
相談窓口は雇用するすべての派遣労働者が利用できるものとなっているか。	II-3 (3)④-1 【P39】	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2）	<input type="checkbox"/>
希望するすべての派遣労働者がキャリアコンサルティングを受けられるものとなっているか。	II-3 (3)④-1 【P39】	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2）	<input type="checkbox"/>
<b>&lt;留意事項&gt;</b>			
・キャリアコンサルティングは、実施に当たっての規程（事務手引、マニュアル等）に基づいて実施されが望ましいこと。			
派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等を整備しているか。	II-3 (3)④-1 【P40】	派遣労働者のキャリア形成の支援に関する規程	<input type="checkbox"/>
派遣労働者への派遣先の提供は事務手引、マニュアル等に基づいて行われるものであるか。	II-3 (3)④-1 【P40】	派遣労働者のキャリア形成の支援に関する規程	<input type="checkbox"/>
派遣労働者全員に対する入職時の教育訓練を必須としているか。また、少なくとも最初の3年間は毎年1回以上の機会を提供し、その後もキャリアの節目などの一定の期間ごとにキャリアパスに応じた研修等を用意しているか。	II-3 (3)④-1 【P40】	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>
教育訓練の実施時間数について、フルタイムで1年以上の雇用見込みの派遣労働者1人当たり、少なくとも最初の3年間は、毎年概ね8時間以上となっているか。	II-3 (3)④-1 【P40】	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>
派遣労働者が教育訓練を適切に受講できるように就業時間等に配慮しているか。	II-3 (3)④-1 【P40】	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>
<b>&lt;留意事項&gt;</b>			
・派遣先に対して、派遣労働者が教育訓練を受けられるように協力を求めが望ましいこと。 ・教育訓練計画の策定に当たっては、派遣労働者との相談や派遣実績等に基づいて策定し、可能な限り派遣労働者の意向に沿ったものとなることが望ましいこと。 ・教育訓練計画について、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、労働契約を締結する時までに説明しなければならないこと。 ・教育訓練計画は事業所に備え付ける等の方法により派遣労働者に周知するとともに、計画に変更があった際にも派遣労働者に説明しなければならないこと。 ・教育訓練に関する事項等に関する情報として、段階的かつ体系的な教育訓練計画の内容についての情報をインターネットの利用その他適切な方法により提供することが望ましいこと。			
派遣労働者のキャリアアップ措置に関する実施状況等、教育訓練等の情報を管理した資料を労働契約終了後3年間保存することとしているか。	II-3 (3)④-1 【P41】	キャリア形成支援制度に関する計画書（様式第2号-2） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>
キャリア形成支援制度を適正に実施しようとしない者であつて、キャリア形成支援制度を有する義務を免れることを目的とした行為を行つており、労働局から指導され、それを是正していない者ではないか。	II-3 (3)④-1 【P41】	申請書（様式第1号） 労働局事前相談結果	<input type="checkbox"/>

◆派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うための体制整備に関する判断			
派遣元責任者は、未成年者でなく、欠格事由に該当していないか。 (労働者派遣法第6条第1号、2号、4~9号、第36条)	II-3 (3)④-1 【P42】	申請書（様式第1号） 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書	<input type="checkbox"/>
派遣元責任者は適切な要件、手続に従って専任されているか。 (労働者派遣法施行規則第29条)	II-3 (3)④-1 【P42】	申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
派遣元責任者は住所及び居住が一定しない等生活根拠が不安定な者でないか。	II-3 (3)④-1 【P42】	申請書（様式第1号） 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書	<input type="checkbox"/>
派遣元責任者は適正な雇用管理を行う上で支障がない健康状態であるか。	II-3 (3)④-1 【P42】	申請書（様式第1号） 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書	<input type="checkbox"/>
派遣元責任者は不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であるか。	II-3 (3)④-1 【P42】	申請書（様式第1号） 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書	<input type="checkbox"/>
派遣元責任者は公衆衛生又は公衆道德上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であるか。	II-3 (3)④-1 【P42】	申請書（様式第1号） 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書	<input type="checkbox"/>
派遣元責任者となり得る者の名義を借用して、許可を得ようとするものでないか。	II-3 (3)④-1 【P42】	申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
派遣元責任者は次のいずれかに該当するものであるか。 ・成年に達した後、3年以上の雇用管理※の経験を有する者 ※人事又は労務の担当者（事業主（法人の場合はその役員）、 支店長、工場長その他事業所の長等労働基準法第41条第2 号の「監督若しくは管理の地位にある者」を含む。）であつたと評価できること、又は労働者派遣事業における派遣労 働者若しくは登録者等の労務の担当者であったこと ・成年に達した後、職業安定行政又は労働基準行政に3年 以上の経験を有する者 ・成年に達した後、民間職業紹介事業の従事者として3年 以上の経験を有する者 ・成年に達した後、労働者供給事業の従事者として3年以 上の経験を有する者	II-3 (3)④-1 【P42】	申請書（様式第1号） 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書	<input type="checkbox"/>
派遣元責任者は「派遣元責任者講習」を受講（認定申請の受理の日前3年以内の受講に限る）した者であるか。	II-3 (3)④-1 【P42, 43】	派遣元責任者の受講証明書の写し	<input type="checkbox"/>
派遣元責任者は精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないか。	II-3 (3)④-1 【P43】	申請書（様式第1号） 派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書	<input type="checkbox"/>
派遣元責任者が外国人である場合は、原則として在留資格※を有する者であるか。 ※入管法別表第一の一及び二の表並びに別表第二の表のいずれかの在留資格を有する者	II-3 (3)④-1 【P43】	在留資格が分かる書類・資格外活動の許可が分かる書類	<input type="checkbox"/>
派遣元責任者が苦情処理等の場合に、日帰りで往復できる地域に労働者派遣を行うものとしているか。	II-3 (3)④-1 【P43】	申請書（様式第1号） 事業計画（様式第2号） 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書 事務所の位置図・平面図	<input type="checkbox"/>

派遣元責任者が不在の場合の臨時の職務代行者をあらかじめ選任しているか。	II-3 (3)④-1 【P43】	申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
派遣元責任者及びその代行者を、組合が雇用する労働者又はその役員から選任しているか。	II-3 (3)④-1 【P44】	申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
労働保険、社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うものであるか。	II-3 (3)④-1 【P43】	事業計画（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
役員は住所及び居住が一定しない等生活根拠が不安定な者でないか。	II-3 (3)④-1 【P43】	役員の住民票の写し及び履歴書 役員名簿	<input type="checkbox"/>
役員は不当に他人の精神、身体及び自由を拘束するおそれのない者であるか。	II-3 (3)④-1 【P43】	申請書（様式第1号） 役員の住民票の写し及び履歴書 役員名簿	<input type="checkbox"/>
役員は公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる行為を行うおそれのない者であるか。	II-3 (3)④-1 【P43】	申請書（様式第1号） 役員の住民票の写し及び履歴書 役員名簿	<input type="checkbox"/>
派遣元事業主となり得る者の名義を借用して、許可を得ようとするものでないか。	II-3 (3)④-1 【P43】	申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
役員が外国人である場合は、原則として在留資格※を有する者又は資格外活動の許可※を受けて派遣元事業主としての活動を行う者であるか。 ※入管法別表第一の二の表の「高度専門職第一号ハ」、「高度専門職第二号ハ」及び「経営・管理」若しくは別表第二の表のいずれかの在留資格を有する者、又は資格外活動の許可を受けて派遣元事業主としての活動を行う者	II-3 (3)④-1 【P43】	役員名簿 在留資格が分かる書類・ 資格外活動の許可が分かる書類	<input type="checkbox"/>
派遣労働者を労働者派遣契約の終了のみを理由として解雇できる旨の規定がないか。	II-3 (3)④-1 【P43】	派遣労働者の解雇に関する規程	<input type="checkbox"/>
労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した派遣労働者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う旨の規定があるか。	II-3 (3)④-1 【P43】	派遣労働者に対する休業手当に関する規程	<input type="checkbox"/>
既に事業を行っている者であって、雇用安定措置の義務を免れることを目的とした行為を行っており、労働局から指導され、それを是正していない者でないか。	II-3 (3)④-1 【P43】	申請書（様式第1号） 労働局事前相談結果	<input type="checkbox"/>
派遣労働者に対し、労働安全衛生法第59に基づき実施が義務付けられている安全衛生教育の実施体制を整備しているか。	II-3 (3)④-1 【P44】	事業計画（様式第2号） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>
派遣労働者に係る教育訓練に関する計画を適切に策定しているか。	II-3 (3)④-1 【P44】	事業計画（様式第2号） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>
教育訓練を行うに適した施設、設備等が整備され、教育訓練の実施について責任者が配置される等能力開発体制を整備しているか。	II-3 (3)④-1 【P44】	事業計画（様式第2号） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>
自主的に実施する教育訓練については、派遣労働者が受講しやすいよう、当該教育訓練に係る派遣労働者の費用負担を実費程度としているか。	II-3 (3)④-1 【P44】	事業計画（様式第2号） 教育訓練計画の写し	<input type="checkbox"/>

<経理的・技術的基礎に係る基準>～個人情報保護に係る基準～

派遣労働者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲を明確にしているか。	II-3 (3)④-2 【P46】	労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	<input type="checkbox"/>
業務上知り得た派遣労働者等に関する個人情報を業務以外の目的で使用したり、他に漏らしたりしないことについて、職員への教育を実施しているか。	II-3 (3)④-2 【P46】	労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	<input type="checkbox"/>
派遣労働者等から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ）の取扱いに関する事項についての規程があり、かつ当該規定について派遣労働者等への周知をしているか。	II-3 (3)④-2 【P46】	労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	<input type="checkbox"/>
個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関して、派遣元責任者等を苦情処理の担当者等取扱責任者を定める等、事業所内の体制を明確にし、苦情を迅速かつ適切に処理することをしているか。	II-3 (3)④-2 【P46】	労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	<input type="checkbox"/>
個人情報適正管理規定を作成しているか。	II-3 (3)④-2 【P46】	労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	<input type="checkbox"/>

<留意点>

- ・組合は自ら規定を遵守し、かつ、従業員に遵守させなければならない。
- ・本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- ・派遣労働者となろうとする者の登録をする際には当該労働者の希望及び能力に応じた就業の機会の確保を図る範囲内で、派遣労働者として雇用し労働者派遣を行う際には当該派遣労働者の適正な雇用管理を行う目的の範囲内で、派遣労働者等の個人情報を収集すること。

個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によることとしているか。	II-3 (3)④-2 【P47】	労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	<input type="checkbox"/>
---	-------------------------	--	--------------------------

<留意事項>

- ・高等学校若しくは中等教育学校又は中学校若しくは義務教育学校の新規卒業予定者である派遣労働者となろうとする者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談票（乙））により提出を求めるものとする。

個人情報の保管又は使用を収集目的に限っているか。	II-3 (3)④-2 【P48】	労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	<input type="checkbox"/>
個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置を講じているか。	II-3 (3)④-2 【P48】	労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	<input type="checkbox"/>
個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置を講じているか。	II-3 (3)④-2 【P48】	労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	<input type="checkbox"/>
派遣労働者等の個人情報を取り扱う事業所内の職員以外の者による派遣労働者等の個人情報へのアクセスを防止するための措置を講じているか。	II-3 (3)④-2 【P48】	労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	<input type="checkbox"/>
収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置を講じているか。	II-3 (3)④-2 【P48】	労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	<input type="checkbox"/>

派遣労働者等からの求めに応じ、個人情報の保管又は使用に係る措置の内容を説明することとしているか。	II-3 (3)④-2 【P48】	労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	<input type="checkbox"/>
派遣労働者等の秘密に該当する個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行うこととしているか。	II-3 (3)④-2 【P48】	労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	<input type="checkbox"/>

<経理的・技術的基礎に係る基準>～財産的基礎等に係る基準～

#### ◆財産的基礎に関する判断

基準資産は事業運営が困難となった場合の派遣労働者に対する一定期間の賃金支払いを担保し得るものとなっているか。	II-3 (3)④-3 【P50, 51】	最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書 労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類 取引金融機関との預金残高証明書	<input type="checkbox"/>
--	-----------------------------	--	--------------------------

#### <考え方>

事業運営が困難となった場合の派遣労働者に対する一定期間の賃金支払いが担保されていること

#### <計算式>

《派遣労働者1人当たり必要な基準資産額》

$$= ([月給] + [社会保険料] + [退職手当]) \times [3カ月]$$

※1 : 【岐阜県の派遣労働者の平均賃金（直近公表データ）】×【1月あたり就業日数（20日）】

※2 : 【月給】 × 16%      ※3 : 【月給】 × 6%

《組合運営に当たり必要な基準資産額》

$$= [派遣労働者1人当たり必要な基準資産額] \times [派遣労働者数]$$

※4 : 派遣労働者3人以下の場合は3人とみなす

《組合運営に当たり必要な現金・預金の額》

$$= [組合運営に当たり必要な基準資産額] \times 80\%$$

#### ◆組織的基礎に関する判断

派遣労働者数に応じた派遣元責任者が配置される等組織体制が整備されるとともに、労働者派遣事業に係る指揮命令の系統が明確であり、指揮命令に混乱の生ずるようなものとなっていないか。	II-3 (3)④-3 【P51】	申請書（様式第1号） 事業計画（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
---	-------------------------	---------------------------	--------------------------

#### ◆事業所に関する判断

事業所は風俗営業や性風俗特殊営業等が密集するなど事業の運営に好ましくない位置にないか。	II-3 (3)④-3 【P51】	事業計画（様式第2号） 事務所の位置図・平面図	<input type="checkbox"/>
事業所内の労働者派遣事業に使用し得る面積が概ね20m <sup>2</sup> 以上あるか。	II-3 (3)④-3 【P51】	事業計画（様式第2号） 事務所の位置図・平面図	<input type="checkbox"/>
個人的な情報を聞きながら相談を行うための場所や、個人情報等を取り扱うため施錠のできる金庫等を確保しているか。	II-3 (3)④-3 【P51】	事業計画（様式第2号） 事務所の位置図・平面図	<input type="checkbox"/>

#### ◆適正な事業運営に関する判断

労働者派遣事業において業務停止命令を受けた者が当該停止期間中に認定を受けようとするものではないか。	II-3 (3)④-3 【P52】	申請書（様式第1号） 労働局事前相談結果	<input type="checkbox"/>
役員が個人事業主として労働者派遣事業について事業停止命令を受け、当該停止期間を経過しない者ではないこと。	II-3 (3)④-3 【P52】	申請書（様式第1号） 労働局事前相談結果	<input type="checkbox"/>

労働者派遣事業を当該事業以外の会員の獲得、組織の拡大、宣伝等他の目的の手段として利用するものではないか。	II-3 (3)④-3 【P52】	申請書（様式第1号） 労働局事前相談結果	<input type="checkbox"/>
自己の名義をもって、他人に労働者派遣事業を行わせるために認定を受けようとするものではないか。	II-3 (3)④-3 【P52】	申請書（様式第1号） 労働局事前相談結果	<input type="checkbox"/>
人事労務管理業務のうち、派遣先における団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務について労働者派遣を行おうとするものではないか。	II-3 (3)④-3 【P52】	申請書（様式第1号） 労働局事前相談結果	<input type="checkbox"/>

<連携協力体制に係る基準>

関係事業者団体が組合員として参加することや、地域の労働需要を把握し組合に速やかに情報提供するなどの協力体制を整備しているか。	II-3 (3)⑤ 【P54】	市町村の長の意見書（様式第4号） 組織体制図	<input type="checkbox"/>
市町村が組合と関係者との調整に助言・協力することや、当該組合への財政支援、職員に対する空き家等の住居のあっせん、保育園や放課後児童クラブ等の子育て環境の整備などの協力体制を構築しているか。	II-3 (3)⑤ 【P54】	市町村の長の意見書（様式第4号） 組織体制図	<input type="checkbox"/>